

事業（取組）		救急医療体制の確保						
連携する市町		さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
		—	—	—	—	○	○	○
事業概要		<p>【在宅当番医制事業】 休日に当番制で診療を行う。</p> <p>【歯科救急医療センター休日・夜間救急歯科診療事業運営補助事業】 高松市歯科医師会が高松市歯科救急医療センターにおいて行う、休日の昼間及び平日の夜間の歯科診療に対して、運営費を助成する。</p> <p>【病院群輪番制運営補助事業】 夜間の2次救急医療を輪番制で担う総合病院に対して、その運営費を助成する。</p> <p>【病院群輪番制病院設備整備費補助事業】 輪番病院が更新する施設・設備に対して、その整備費を助成する。</p> <p>【夜間急病診療所運営事業】 毎日19:30～23:30まで診療を行う夜間急病診療所を、指定管理者制度により運営する。</p>						
連携して得られる成果		郡市医師会の担当区域と行政域が合致することにより、一体的な事業の推進が可能になるほか、保健医療圏内の関係町負担金事務を円滑に進めることができる。						
事業費の見込（千円）		H28	H29	H30	H31	総計		
		313,703	313,703	313,703	313,703	2,509,624		
		H32	H33	H34	H35			
		313,703	313,703	313,703	313,703			
役割分担及び費用負担の考え方	高松市	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅当番医制事業の委託料を高松市、木田地区の各医師会へ支出するとともに、連携町が支出する綾歌地区医師会への委託料について、連携町へ負担金を支出する。</li> <li>高松市歯科救急医療センターの運営費を助成する。</li> <li>輪番病院の運営費、設備整備費を助成する。</li> <li>高松市夜間急病診療所の管理運営を行う。</li> </ul>						
	連携市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>綾歌地区医師会へ在宅当番医制事業を委託する。</li> <li>在宅当番医制事業、輪番病院の運営、設備整備事業の負担金を支出する。</li> </ul>						

注) 事業費については、毎年度の予算により定める。



高松市夜間急病診療所